

事務連絡  
平成 23 年 3 月 31 日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕

衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表（別添 1）を行いましたのでご連絡いたします。

また、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（事前の情報提供）」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）でご連絡した通り、厚生労働省としては、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することといたしますので、住民への広報において混乱なきようご対応をお願いいたします。

上記公表に伴い、これまでに発出した今般の新型インフルエンザに係る事務連絡の取扱いについては、下記の通りといたしますのでご確認をお願いいたします。

## 記

### 1. 事務連絡の取扱いについて

- (1) 今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）に関して、平成 21 年 4 月 28 日から平成 23 年 3 月 30 日の間に「厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局」より発出された事務連絡については、廃止とする。
- (2) ただし、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について」（平成 21 年 7 月 9 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）については、別添 2 のとおり、引き続き有効である。

## 2. サーベイランスについて

平成 23 年 4 月 1 日以降のサーベイランス体制につきましては、別途、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け健感発 0331 第 1 号健康局結核感染症課長通知）において示しておりますので、参照されたい。